

本山町U I ターン引越し支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本山町補助金交付規則(昭和54年3月31日規則第2号。以下「規則」という。)第22条の規定に基づき、本山町U I ターン引越し支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 町は、町内へ移住する若者に対し、引越し事業者や運搬業者に依頼して行う引越しに要する経費を補助することによって、本町への移住・定住促進を図ることを目的とし、予算の範囲内において補助金の交付を行う。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Uターン 本山町に5年以上の居住歴のある者が、再び本山町へ移住することをいう。
- (2) Iターン 県外に1年以上居住した後に、本山町へ移住することをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、永住又は5年以上に渡って定住する意思を持って本山町に転入し、住民基本台帳に登録され、かつ、生活の本拠を本山町に置く者のうち、次の各号のいずれかに該当する者又は世帯とする。

- (1) Uターン者で、本町に5年以上の居住歴があり、高校・大学・高等専門学校・専修学校に1年以上在学し、卒業又は退学から1年を経過しない者であって、申請年度の翌年4月1日において、30歳未満の者
- (2) Iターン者で、本町に住所を有して原則として1年を経過しない者であって、申請年度の翌年4月1日において34歳以下の単身の者
- (3) Iターン者で、本町に住所を有して原則として1年を経過しない者であって、申請年度の翌年4月1日において夫婦ともに39歳以下の世帯
- (4) Iターン者で、本町に住所を有して原則として1年を経過しない者であって、申請年度の翌年4月1日において18歳以下の子がいる世帯

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 他の公的制度による引越し支援補助等(本山町地方創生移住支援事業補助金を含む)を受けている者
- (2) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがある者
- (3) 町税等の滞納がある者
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による公的扶助を受けている者
- (5) 本山町暴力団排除条例(平成23年3月22日条例第3号)第2条に規定する排除措置対象者に該当する者

(6) 日本国籍を有していない者で、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令の規定に基づく日本国の永住権を有していない者

(7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の対象として、町長が適当でないとする者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に定める事業とする。

(1) Uターン引越し支援事業 Uターン者が本山町に引越しをする際に必要となる引越し費用の一部を支援する事業

(2) Iターン引越し支援事業 Iターン者が本山町に引越しをする際に必要となる引越し費用の一部を支援する事業

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、交付要件、補助限度額等は別表第1に定めるとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、本山町U Iターン引越し支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、本山町に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を精査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、本山町U Iターン引越し支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条の補助金の交付決定の通知を受けた補助対象者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内に、その旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第10条 補助対象者は、第8条の規定による補助金の決定通知を受けたときは、本山町U Iターン引越し支援事業費補助金交付請求書（様式第3号）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は前項の請求を受け取ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 町長は、第1項の規定による取消しをしたときは、本山町UIターン引越し支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第12条 町長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて本山町UIターン引越し支援事業費補助金返還命令書(様式第5号)により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)は別表第2のとおりとする。

(調査等)

第13条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助対象者に対し、書類の提出、報告の求めその他の調査をすることができる。

(関係書類等の保管)

第14条 交付申請者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は交付申請者に関して、本山町情報公開条例(平成13年条例第2号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの規定に基づき既に交付された交付申請に係る補助金の交付に関しては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1（第6条関係）

補助対象事業	交付要件	補助対象経費	補助限度額
U・Iターン引越し 支援事業	(1)補助金の交付の申請は、本町への転入日（住民票異動日）から4箇月以内であること。 (2)補助事業を完了した日から5年間は、本町に居住する見込みであること。	引越し事業者や運搬業者に依頼して行う、県外からのU・Iターンに係る荷物の運搬に要する経費（事業者を支払った引越し費用） ※引越し事業者や運搬業者は運送業の許認可を受けたものに限る。	単身世帯 100,000円 2人以上世帯 200,000円

備考

- 1 補助金の額は、補助対象経費と補助限度額のいずれか低い方の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

別表第2（第12条関係）

補助事業の完了の日からの経過年数	返還すべき金額
1年未満	補助金確定額の100%
1年以上2年未満	補助金確定額の80%に相当する額
2年以上3年未満	補助金確定額の60%に相当する額
3年以上4年未満	補助金確定額の40%に相当する額
4年以上5年未満	補助金確定額の20%に相当する額